

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、白岡市及び他の団体等からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

4 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

(会計書類)

第3条 予算を経理するため、次に掲げる会計帳簿を整備するものとする。

- (1) 現金出納簿
- (2) 備品台帳
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な帳簿

(予算区分)

第4条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたときは、直近の協議会において報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない

い。

(協議会出納員)

第7条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続等について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、白岡市の例により行うものとする。

2 出納員は、第3条に定める会計帳簿を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算を作成し、協議会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けるに当たり、規約第15条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、白岡市の例により行うものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金